

○議事日程

令和5年11月27日（月） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例を制定することについて

日程第 3・議案第46号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 4・議案第47号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第6号）につ
いて

日程第 5・議案第48号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（
第2号）について

日程第 6・議案第49号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（
第2号）について

日程第 7・議案第50号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 8・議案第51号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）
について

日程第 9・議案第52号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算（第1号）
について

日程第10・議案第53号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 清水 友 紀	2番 吉 田 敏 郎
3番 石 田 史 行	4番 井 上 慎 司
5番 武 井 正 広	6番 星 野 洋 一
7番 今 西 景 子	8番 寺 野 圭 一 郎
9番 佐 々 木 昇	10番 山 下 純 夫
11番 前 田 せ つ よ	12番 山 本 研 一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕	副	町	長	石 井 護
教 育	長	井 上 義 文	参 事 (兼)	参 事 (兼)	長	田 中 栄 之
参 事 (兼)	長	中 戸 川 進 二	参 事 (兼)	防 災 安 全 課 長	長	小 玉 直 樹
参 務 課	長	高 橋 清 一	総 合 窓 口 課 長	長	土 井 直 美	
財 務 課	長	山 口 哲 也	福 祉 介 護 課 長	長	奥 津 亮 一	
税 務 課	長	小 宮 好 徳	こ だ も 政 策 担 当 課 長	長	田 中 美 津 子	
参 事 (兼)	長	柏 木 克 紀	街 づ くり 推 進 課 長	長	井 上 昇	
子 育 て 健 康 課	長	熊 澤 勝 己	参 事 (兼)	環 境 上 下 水 道 課 長	長	井 上 新
都 市 計 画 課	長	岩 本 浩 二	生 涯 学 習 課 長	長	高 橋 靖 恵	
産 業 振 興 課	長	石 井 直 樹				
参 事 (兼)	長					
学 校 教 育 課	長					
会 計 管 理 者						

○議会事務局

事 務 局 長	遠 藤 直 紀 書	記 佐 藤 久 子
---------	-----------	-----------

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年11月随時会議を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

11月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、11月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおり、決定いたしました。

なお、本随時会議においてマスクの着用については、議員、町執行者側ともに、御本人の判断といたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、4番、井上慎司議員、5番、武井正広議員の両名を指名します。

日程第2 議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第45号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨について御説明いたします。

本庁におきましては、国家公務員の給与水準を踏まえて、職員の給与水準を確保することを基本に、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行っており、本年も均衡の原則から、人事院勧告どおりの給与改定を行うため関係条例の一部改正を御提案するものでございます。

本年の人事院勧告につきましては初任給及び若年層に重点を置いて俸給表の引上げ改定を行うこと、また期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うことを政府及び国会に勧告しており、政府は、勧告どおりの給与改定の実施を閣議決定し、国会に給与法、給与法改正を提出してございます。

なお改正給与法につきましては11月17日に国会で成立してございます。

それでは2ページを御覧ください。

条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条につきましては、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは今年度分の改正となっております。

第16条の改正を御覧ください。第2項の改正は、職員の期末手当の支給月数について100分の120を100分の125に改めるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給月数の適用に関する読替規定となっておりますが、支給月数につきましては100分の67.5から100分の70に改めるものでございます。

第17条の改正を御覧ください。

次のページにまたがったの記載となりますので3ページにお進みください。

第2項第1号の改正は字句の修正を行うため、「それぞれ」を「それぞれの」に改めるもの。

職員の勤勉手当の月、支給月数を定めております部分について、100分の100を100分の105に改めるものでございます。

第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を定めるもので、ございまして100分の47.5を100分の50に改めるものでございます。

3ページから6ページにかけて、別表第1の改正でございます。

一般職給料表について全ての級号給の給料月額を記載のとおり改めるものでございます。

6ページの中段を御覧ください。

第2条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正。こちらは次年度以降分の改正でございます。

第16条の改正を御覧ください。令和6年度以降の期末手当の支給月数を6月12月に均等に配分するための改正でございます。第2項の改正は、職員の期末手当の支給月数について本条例の第1条において、100分の125として指定したものにしまして100分の122.5に改正するものでございます。

7ページにお進みください。

第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数について本条例第1条において100分の70としたものに続いて100分の68.75に改正するものでございます。

17条の改正を御覧ください。令和6年度以降の勤勉手当の支給月数を6月12月に均等に配分するための改正でございます。第2項第1号の改正は、職員の勤勉手当の支給月数について、本条例の第1条におきまして、100分の105としたものを100分の102.5に、第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数に支給月数について、本条例の第1条において100分の50としたものを100分の48.75に改正するものでございます。

8ページにお進みください。

第3条は開成町職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第4条の表において定めております給料月額について全ての号給において引上げ改定を行うものでございます。なお、現時点におきまして本給料表の適用を受ける職員はおりません。

附則でございます。

第1項は、この条例の規定のうち、第1条及び第3条は公布の日から、第2条は令和6年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。第2項は、改正後の給料月額について、令和5年4月1日から遡及適用するものを定めるものでございます。第3項は、給料月額の改定に関し、遡及適用を行った場合に、これまで支給された給与が、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第45号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第3 議案第46号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定したいので、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは議案第46号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨について御説明いたします。

先ほどの議案第45号におきましては、職員の給与に関し、人事院勧告と同様の改定をさせていただきましたが、会計年度任用職員の給与水準につきましても、職務給の原則や均衡の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与改定を行うため、給与条例の改正を提案するものでございます。

なお令和2年度の会計年度任用職員制度の創設以降では初の引上げ改定となった令和4年度には、全国的に会計年度任用職員の給与改定の対応状況に差異が生じたことを受け、総務省は令和5年5月2日付で常勤職員の給与が改正された場合には、会計年度職員の給与についても常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨の見解を示してございます。

当町におきましては、職務給の原則、均衡の原則に加え、総務省の見解も踏まえて、会計年度職員の給与について、常勤職員に準じた給与改定を行うものとしたものでございます。

それでは2ページにお進みください。条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、令和元年開成町条例第15号の一部を次のように改正する。

2ページから4ページにかけての別表第1の改正を御覧ください。

会計年度任用職給料表につきましては議案第45号において改正いたしました一般職給料表の1級から3級までの給料表と同様の改正を行うものとしたものでございます。

なお本町におきましては、フルタイム会計年度任用職員の任用はございませんので本給料表に規定する給与月額が直接適用される職員はおりませんが、パートタイム会計年度任用職員の報酬単価については、本給料表から勤務時間数に応じて算定することとなっております。

5 ページに参考資料を添付してございますが、パートタイム会計年度任用職員の改定前、改定後の初任給単価も記載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

4 ページの中段以下を御覧ください。

附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日を公布の日とし、改正後の条例の規定を令和5年4月1日から遡及適用するものを定めたものでございます。

第2項は給料月額の改正に関し、遡及適用を行った場合に、これまで支給された給与が改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるのものでございます。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第46号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 議案第47号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第47号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第6号）について御説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入になります。

1 款町税、1 項町民税から、20 款諸収入、4 項雑入までの補正額の合計2億4,163万6,000円です。

次に、3ページを御覧ください。歳出になります。

1款議会費、1項議会費から、資料は次の4ページに移りまして、13款予備費、1項予備費までの補正額の合計2億4,163万6,000円です。

歳入歳出ともに、2億4,163万6,000円を増額補正いたしまして、合計額は、81億920万7,000円とするものでございます。

次に資料5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費です。今回は1件ございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名公有地管理費、金額6,437万2,000円です。こちらは、旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事について、執行を調整しているところがございますが、今年度中の工事完了が難しいため、令和6年度にかけて、工事を執行するためのものでございます。

続いてその下、第3表 債務負担行為補正です。今回は追加で1件ございます。

事項、開成町福社会館指定管理料、期間、令和5年度から令和8年度まで、限度額8,172万円です。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

資料については9ページを御覧ください。

2、歳入です。

○税務課長（山口哲也）

それでは歳入になります。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分、説明欄、所得割2,000万円の増です。当初予算編成時と比較いたしまして、人口、納税義務者数の増加、賃金上昇率が想定以上の伸びだったことに伴い、増額するものでございます。

納税義務者数でいえば159人の増。賃金上昇率は1.14%を見込んでいましたが、実際の伸びは2.1%でございました。

続きまして、説明欄、分離譲渡840万円の減です。当初予算編成時には、過去5か年のうち、上限額と下限値を除いた平均値を用いしましたが、実際の土地や建物の売買が想定以下だったことから減額するものでございます。

続きまして2目法人税、説明欄、法人税割1億9,600万円の増です。大手主要法人の令和4年度事業決算年度が過去最高益を記録するなど、業績が大変好調だったことから、増とするものです。

好調の要因ですが、イメージング部門において、インスタントフォトシステムやデジタルカメラの販売が好調に推移したこと、また通期での想定為替レート120円ほどとしていたところ、実際のレートが平均値でも130円台だったことから、輸出部門の業績が好調だったことなどが挙げられます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金629万8,0

00円の増額でございます。こちらは歳出で御説明させていただきます、自立支援給付関係費に充当されるもので、補助率は2分の1でございます。

その下の3節児童福祉費負担金、説明欄、障害児通所給付費負担金950万9,000円の増額でございます。こちらにつきましても、自立支援給付関係費に充当されるもので、補助率は2分の1でございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、説明欄学校保健特別対策事業費補助金90万9,000円でございます。国の令和5年度学校保健特別対策事業によりまして、各学校において感染症の影響を最小限にとどめつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持するため、効果的な換気対策に係る取組に必要な経費を対象に補助されるもので、補助率は2分の1となります。使途につきましては歳出で御説明さしあげます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄障害者自立支援給付費等負担金314万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明させていただきます自立支援給付関係費に充当されるもので、補助率は4分の1でございます。

その下の3節児童福祉費負担金、説明欄、障害児通所給付費負担金475万4,000円の増額でございます。こちらにつきましても、自立支援給付関係費に充当されるもので、補助率は4分の1でございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

その下になります。

2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金、説明欄、小児医療費助成事業費補助金317万8,000円の増額でございます。こちらは町子ども医療助成事業費の歳出の増額に伴う歳入の増額を見込む金額となります。詳細につきましては歳出側で説明いたします。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして20款諸収入、4項雑入、1目雑入、3節民生費雑入、説明欄、自立支援給付事業費返還金185万6,000円でございます。こちらにつきましては事業所からの請求時に発生しました算定余り分の返還が事業所からなされるものでございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして9節教育費、雑入、説明欄、文化部活動改革委託金55万円でございます。学校部活動の地域移行実現に向けまして、令和6年度から段階的に部活動の地域移行を実施し、よりよい環境構築やモデル事業策定に向けた協議や準備にかかる経費として、9月の補正予算（第4号）において、お認めいただきました委託経費150万円のうち、文化部活動に係る経費分75万円を対象に、国の令和5年度文化部活動の地域移行に向けた実証事業に採択されたことに伴いまして、実証事業

の委託経費として55万円が支払われるものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

次、2目過年度収入、1節過年度国庫支出金清算金、説明欄、自立支援給付費等国庫負担金精算金24万2,000円でございます。こちらにつきましては前年度の実績報告に伴い、追加交付される負担金になります。

○こども政策担当課長（田中美津子）

その下になります。

子育てのための施設等利用給付交付金国庫負担金精算金1万円。子どものための教育・保育給付国庫負担金精算金261万円。その下、2節過年度県支出金精算金につきましても、同名称の県負担金精算金で、5,000円と96万6,000円となります。いずれも実績報告による差額分を歳入として受け入れるものでございます。

歳入の説明は以上となります。続きまして、歳出の説明に移ります。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、歳出の御説明になりますが、歳出の説明の前に、全体の職員人件費について私から御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、別ファイルになります、参考資料として御提供させていただいております。ファイル名が、09資料各会計の令和5年度補正予算11月補正における職員人件費一覧、こちらを御覧ください。資料のタイトルが、各会計の令和5年度補正予算11月補正における職員人件費一覧となっているものでございます。

それでは、こちらの資料1ページを御覧ください。

まず初めに、（1）会計年度任用職員以外の職員分となっております。こちらは特別職と一般職、全体の総人件費になってございます。

今回の補正要因につきましては、1点目として、職員の配置実態を反映させたもの、2点目として令和5年人事院勧告を踏まえた給与改定となっております。

まずは、1点目でございますが職員実態と予算編成の関係について簡単に御説明をさせていただきます。令和5年度当初予算編成作業は今から約1年前に開始され、令和5年1月頃におおむねの予算が定まっております。

人件費に係る当初予算編成につきましては、1年前時点での配置実態を基に職員採用の予定などを踏まえて編成してございます。その後、当初予算が成立した後に、人事異動による配置替え、職員個人の家庭環境の変化などによる各種手当の変更など変動要因が本日に至るまで多く発生してございます。その結果、当初予算で見込んだ予算区分の中で過不足が生じてまいります。このような実態を踏まえて予算を整理必要がある場合に、補正予算措置適用を行ってございます。

それでは職員の配置状況について御説明をいたします。

令和5年11月1日現在の職員数は、特別職を除き126名、これに再任用短時間勤務職員が6名で合計で132名の構成となっております。

各会計区分ごとの職員数でございます。一般会計では、今年度中の採用分を見込

み119名、国民健康保険特別会計と介護保険事業特別会計がそれぞれ2名、土地
区画整理事業特別会計が3名、水道事業会計と下水道事業会計にそれぞれ4名分を
予算措置してございます。

次に、補正要因の2点目である人事院勧告を踏まえた給与改定について御説明い
たします。内容につきましては、条例案で御審議いただいておりますが、若年層に
比重を置いた月例給の増額改定、期末手当と勤勉手当の引上げとなっているもので
ございます。

支払い額全体の影響額といたしましては、約1,300万円の増額を見込んでお
りますが、一例として大卒初任給の試算値を申し上げますと、年間で約20万円の
引上げの改定となります。

本資料の1ページの最下段、合計欄を御覧ください。それぞれの科目について御
説明いたします。

特別職給料を107万1,000円減額しておりますのは、町長及び副町長の6
月期末手当の支給におきまして就任日と在職期間の関係から、満額支給を行って
いないことによる予算残となっております。

その右側、一般職給料689万9,000円の減額。一般職職員手当等93万9,
000円の増額。退職手当組合負担金のうち一般負担金11万9,000円の減額。
それから共済費789万9,000円の減額は、先ほど御説明申し上げました配置
実態の反映による減額と人事院勧告を踏まえた増額を相殺した結果となってい
ます。

特に減額要因といたしましては、年度途中の退職者や育児休業取得者の影響と捉
えてございます。

また、退職手当組合負担金のうち、特別負担金1,204万4,000円の増額
は、今年度から施行した定年延長制度におきまして、今年度の60歳到達者4名の
うち2名が年度末退職の後に暫定再任用制度の採用を表明したことなどにより、特
別負担金が発生するものでございます。

最下段1番右側の補正を総合計といたしましては、10億6,615万5,00
0円となり、約300万円の減額となっております。

続きまして次のページ、2ページを御覧ください。

(2) 会計年度任用職員分でございます。こちらも条例案で御審議いただきまし
ては、令和2年度から導入した会計年度任用職員の基本報酬について常勤職員の
一般職給料表を基に定めてございます。したがって人事院勧告を受けた一般職給
料表を改定した結果、付随して、会計年度任用職員の基本報酬も改定すること
になります。

改定の時期でございますが、今年度から常勤職員と同様に年度当初に遡及する
よう改めました。また、これまでと同様人事院勧告を踏まえた、期末予定の支給率も
常勤職員の改定を反映するようになります。

このような要因から大きく補正予算措置が必要となり、各会計科目ごとの増減が

一目できるよう今回から、この資料を御用意させていただきました。

なお、先ほど常勤職員の御説明と同様になりますが、配置実態の反映と人事院勧告を踏まえた基本報酬等の改定をといたった2つの要素から、過不足が生じた予算を補正するものとなってございますので、補正前額との比較が、必ずしも人事院勧告を踏まえた改定となっていないことに御注意をいただければと思います。

それでは配置実態について御説明いたします。

令和5年11月1日時点の支給実員数につきましては、月額支給の専門員が8名単価支給のパートタイム職員が148名の計156名となっております。

上の表の最下段の計の段を御覧ください。

報酬につきましては、606万7,000円増の1億5,461万2,000円となっております。

その右側、職員手当等を161万2,000円増の2,428万9,000円となっております。この科目で支給する期末手当については、週の勤務時間が15時間30分以上の者で全会計年度職員の約6割、95人への支給を見込んでございます。その右側の共済費121万1,000円の増額は、社会保険加入者を前年度と同様に26名と見込んでおりましたが、就労状態から30名となる見込みであるので、不足分を増額するものでございます。

下の表は、各会計区分単位での比較を表したものですので、御参照いただければと思います。

以上をもちまして人件費全体の御説明とさせていただきます。

なお、本説明により各会計での職員に係る給与費、会計年度職員の報酬等に関する説明は省略をさせていただきますので御了承ください。

続きまして、補正予算歳出の方に戻らせていただきます。

補正予算書11ページにお戻りください。補正予算書11ページをお願いいたします。

11ページ下から2段目になります。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、説明欄、庁用自動車管理費、庁用車運転業務委託料91万3,000円の増額でございます。本件は町長、議長、職員などが公務により、公用車で出張する場合、あるいは団体等で研修を行う場合などに公用車4台の運転業務を委託する委託費が不足する見込みでありますので、増額するものでございます。なお、不足した理由は令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによりまして、社会経済活動が元の状態に戻りつつあり、出張等の機会が増えたことが要因であると捉えてございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて説明欄でその下、公共施設整備基金積立金3,000万円の増額です。こちらは今後の公共施設の改修等の財源として積立てを行うものでございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続きまして5目企画費になります。説明欄、外国語学習促進事業補助金200万

円。新規の事業でございますこちら世界を舞台に活躍するための資質を養うため、英語力及び学習意欲の向上を目的としまして、英語に係る検定、具体的には、英検、TOEIC、TOEFL等、受験する者に対しまして補助金を交付するものでございます。延べ400人程度への補助を見込んでございます。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

続きまして12ページにお進みください。6目交通防犯費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、自転車安全対策事業費45万円でございます。こちらにつきましては9月定例会議の補正予算でお認めいただきました自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金でございますが、多くの町民に申請していただいたことにより、予算額に達したため、改めて補正させていただくものでございます。補助額につきましては、ヘルメット1個につき最大3,000円を補助するものでございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続きまして10目協働推進費でございます。説明欄、コミュニティ施設管理費、宮台老人憩の家、床修繕工事費125万7,000円です。宮第老人憩の家の大広間の床がたわんでしまっていることから、床板を調査しましたところ、広範囲にわたって腐食していることを確認してございます。比較的大きな修繕になることから本来であれば、次年度当初予算に計上しまして御審議をいただくところではございますが、御案内のように同施設は、地域集会施設として多くの地域住民が利用するとともに地域避難所にも指定をされておりますことから、可及的速やかに対応すべきと判断をしまして、本補正予算に計上させていただくものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、12目諸費、説明欄、過年度分精算金、622万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、障害者自立支援医療費等国庫負担金などにつきまして、前年度の実績報告に伴い、国並びに県に返還するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく過年度精算分712万7,000円。地域子ども子育て支援事業費国庫補助金精算金355万円。以下、記載の6項目につきまして、国庫及び県費交付金等について、令和4年度の実績報告により確定した金額に対する差額について返還するものでございます。

○総合窓口課長（土井直美）

続きまして、14ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金230万5,000円の増。

こちらは人勧給与等の増額相当分を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

その下の説明欄、介護保険事業特別会計繰出金997万5,000円の増額でございます。こちらにつきましては、介護保険事業特別会計における保険給付費等の増額補正に対しまして、一般会計から法定分を繰り出すものでございます。

少し飛びまして続きまして、5目障害者福祉費、説明欄、自立支援給付関係費3,161万5,000円の増額でございます。こちらにつきましては、当初の見込みよりも、通所系サービスの利用頻度が増加したこと、障害児者ともに新規の利用者が増加していることにより予算に不足が生じる見込みですので、扶助費を増額するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、こども医療費助成事業費896万円の増額でございます。

次のページに移りまして、内訳ですけれども、手数料13万円、扶助費883万円です。状況について説明させていただきます。今年度10月からのこども医療助成事業の年齢拡大と、あと所得制限撤廃の影響を受けない4月から9月までの上半期について、受診件数が昨年度より3,215件多い2万647件となっており、これにより扶助費は昨年度の上半期と比較しまして、640万円増えております。理由といたしましては新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行ほか毎年の日常的な感染症により受診件数が大幅に増大したものと捉えております。また、現在の季節性インフルエンザ感染症流行の状況も踏まえまして、今年度当初予算に対しまして、手数料及び扶助費の不足が見込まれるため、増額補正させていただくものでございます。

その下、子育て支援事業費光熱水費16万6,000円の増額です。令和5年度より駅前窓口コーナーがありました場所を子育て支援センターとして利用させていただいております。開所時間や利用人数などが従来と違う利用状況のため、光熱水費の予算不足が想定されます。ここで補正させていただくものです。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄、小田原市斎場火葬炉改修費負担金。こちらは小田原市斎場の現在の火葬炉、火葬能力は遺体体重100キロまでを標準としております。遺体体重100キロ超の火葬にも対応できるように、火葬炉7号炉のみを改修するものでございます。火葬炉7号炉の火葬能力を遺体体重120キロまで標準とするよう火葬炉のバグフィルター及び送風機を改修するもので、工事費的には全体で2,970万円ほど工事費でかかります。そのうち、開成町分といたしまして223万8,728円を負担するものでございます。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして次のページ、16ページをお願いします。中段になります。

6項商工費、1項商工費、3目観光費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費、冷蔵庫購入費17万2,000円です。瀬戸屋敷開園当時から、主屋のミソベヤに設置してありました備品であります冷蔵庫が壊れたため、新たに購入するものでございます。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして、1ページおめくりください。17ページです。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、27節繰出金、説明欄、駅前通り線周辺地区土地整理事業特別会計繰出金606万円の減額です。こちらにつきましては、特別会計の補正予算を計上することに伴いまして、職員給与費の繰出の削減を行うものでございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして一番下の囲いになります9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄2つ目の後段になります給食会計等収納システム運營業務委託料65万円になります。

令和5年度から稼働しております給食会計と収納システムにつきまして、保護者や学校の一層の利便性向上を目的に取り扱う教材費の範囲拡張や、入園料、預かり保育料等新たな取組項目を追加したこと等に伴いまして取扱金額が増加した結果、取扱金額に応じた1件当たりの単価が増額したため、不足が見込まれる65万円を計上するものでございます。

次ページ18ページをお願いいたします。

説明欄、外国籍児童生徒日本語指導関係費用弁償9,000円でございます。現在開成小学校におきまして、外国籍児童の日本語指導等担っていただいている2名の支援員の交通費につきまして当初予算策定以降に現在の支援員が決定したため実態に即した単価及び今後の勤務予定日数等に応じて不足が見込まれる交通費について追加計上するものでございます。

続いて1つ飛ばして、公務用パソコン管理費666万4,000円になります。

令和6年度を迎えるに当たりまして、児童生徒数の増加等によるタブレット型パソコンの不足が想定されるため、来年4月からの円滑な運用に向けて、必要台数99台を整備するものでございます。

その次、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費でございます、182万円でございます。歳入で説明をさせていただきました国の令和5年度学校保健特別対策事業により、換気対策に係る取組を対象として、各学校の要望に基づきまして必要な備品等を整備するもので、消耗品費3万7,000円はサーキュレーター2台。備品として大型ファン及びCO2センサー式空気清浄機各2台。開成小学校及び文命中学校の網戸購入費を実施いたします。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

同じページの下段です。

2項開成小学校費、1目学校管理費、説明欄、学校管理運営管理費、修繕料31万9,000円の増です。こちらは、開成小学校体育館の一般開放の利用の際に、体育館の暗幕が落下してしまったため、レール等の部品の交換と、暗幕の修繕を行うものです。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして20ページをお願いいたします。

4項中学校費、2目教育振興費、説明欄、学校生活支援関係費、費用弁償1万3,000円でございます。一番下の欄になります。学校支援特別講師及び心の教室支援員各1名の今後の勤務予定日数等に応じて不足が見込まれる交通費について、追加計上をさせていただくものでございます。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

同じページの下段から21ページにかけての御説明となります。6項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄、社会教育事務費、会計年度任用職員報酬57万7,000円と、費用弁償8,000円の増です。

こちらは、11月1日付で職員1名が異動になったことに伴い、会計年度任用職員1名を充てるため、令和6年3月までの報酬と通勤手当となっています。

○税務課長（山口哲也）

続いて10款公債費、1項公債費、1目元金、説明欄、町債元金償還金18万6,000円の増額及び2目利子、説明欄、町債償還利子183万3,000円の減額です。こちらは、一部の借入れについて利率の見直しに伴う元金の償還及び利子の額が確定したことによるそれぞれ増額、減額というところでございます。

続いて、11款諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金でございます。説明欄、財政調整基金積立金1億2,000万円の増額でございます。今後の大型事業などによる年度間の財源の不均衡を調整するため、財政調整基金の積立てを行うものでございます。

続いて13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について予備費を1,083万9,000円の増額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。ページといたしましては、ページ18ページ、款教育費、教育管理費の中の説明、学校管理運営関係費31万9,000円につきましてお尋ねをいたします。

先ほど、高橋課長の御説明によりますと、体育館の暗幕の修繕ということで、レールのお話もあったわけですが、その中で暗幕が落下してしまったということで、またレールというフレーズも出てきたわけですが、このときにどのような状況であったのか、またこの事故等々が大丈夫だったのか。また、この修繕に31万9,000円を使ったこの修繕に伴う計画はどのような形で行われる予定であるのか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、どのような経緯で落下してしまったのかということですが、11月3日の日にスポーツ団体の利用時に、カーテン、キャットウォークに上がり、窓を開ける際に、カーテンに足を引っかけてしまって、カーテンが落下してしまったという状況であります。キャットウォークには12枚ほどのカーテンというか暗幕がついているんですけど、一部に重みに耐えられなくなって、フックが外れている部分もございまして、それにつきましては、気をつけて使っていただくということで、利用団体には案内をしておりました。

その際の事故等でけがはなかったのかということですが、落下してしまっただけでしたので、特に事故等はございませんでした。レールが外れたわけではなく、フックが開いてしまって、カーテンが落ちてしまったということだけでしたので、事故はありませんでした。

あと修繕の計画というところではありますが、学校施設というところでありまして、利用団体につきましては年に1回、利用団体の調整会議をしまして、学校施設を共有で使うということで大事に使っていただきたいということでは、御説明をしております。

その際にやはり故意とか過失ではなく、いろいろな要因で壊れてしまうこともございます。それは順次、現場のほう確認をさせていただいて、緊急に学校の授業で必要で修理が必要なのか、それとも学校の授業には必要がなく、当面見合わせても大丈夫なのかということで判断をしています。

以上となります。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよです。落下状況については、けががなかったということで安堵したわけですが、今後修繕を、この補正が通った後に、この修繕は1日で終わることのように想像するわけですが、いつ頃、この31万9,000円をもって修繕を完了させる予定か、お答えください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

大体修繕につきましては数週間で終わるものと考えておりますので、年内に事業執行等をやらせていただきまして、修繕のほう、なるべく早いうちに終えたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。1 2 ページの 2 款の総務費、1 2 目諸費です。説明に過年度分精算金とある額が、かなり羅列していて多いんですけども、その説明について国で国庫負担金の減額調整があったとか、町の事業の変更があったら、もう少し詳しい説明をお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきまして、7 項目ございます。1 番多いところの 3 5 5 万円、地域子ども子育て支援事業費国庫補助金精算金につきまして主立ったところにおきましては、こちらの国庫につきましてですけれども、こちらは大きいところといたしましては保育所での延長保育事業、そして病児保育事業におきましてコロナ等の影響もありまして、利用を想定していた国庫の補助金の基準を満たさなかったというところにおきまして、歳入が減額したことによる歳出が増えてしまっているというところで大きいところで説明させていただきます。

そのほかは、あと次大きいところで言いますと、給付金関係の国庫補助金につきましてはこちらの見込んでいた 5 万円の給付金 2 3 人分というところで想定より人数が実績として少なかったということで、特に国の基準額が変わったとか、県の補助率変わったとかそういう原因ではなく、実際の町が行った実績によつての返還する金額となつてございます。

説明は以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ありがとうございます。最初のほうのこの延長保育事業だとか病児保育事業について基準を満たさなかったというのは、該当者の数は、増えているのではないのでしょうか。その満たさなかった理由というのがお分かりになれば教えてください。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。この地域子ども子育て支援の補助金につきましては、利用人数につきましてはコロナ禍において延長保育、通常よりも利用人数が少なかったということで、国庫の基準、平均したときの人数、あるいは開所日数等の基準がございます。それに満たなかったというところと、あと病児保育事業につきましては、3 0 0 人想定の利用で補助金申請をしておりましたけれども、実際利用したのが 3 0 0 人満たなかったということで、基準額が下がったというところ

ころにおいて減額されたものに対して、多くいただいたものを返還するものでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。14ページから15ページにかけてのこども医療費助成制度の扶助費の883万円についてなんですが、先ほどの説明の中で、受診状況が昨年より3,000件、上期で増えてきてると、原因としてはコロナやインフルエンザ、それからかほかの感染症だということは分かったんですが、ちょっと2万6,150件でよかったですかね、今最後、聞き取れなかったです。

それと、大体対象の人数というのが、0歳から上半期ですから、15歳までいくと恐らく2400人から2500人と想定されるんですけども、この受診件数を見ますと、およそこの全て2400から2500人全ての子たちが、およそこの半年で10回程度、受診されているという計算になるのかなと。その辺りで大体認識は合ってますでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。全体としてはそのぐらいということで、現在0歳から15歳までの所得制限ありの状況での児童数は2103名ということで、9月末で抑えております。件数につきましては平均するとそのような形になります。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番前田せつよでございます。12ページです。款総務費、目交通防犯費の中の説明欄、自転車安全対策事業費についてでございます。先ほど、参事兼課長のお話ですと、9月の補正で、まず30万の補正が通りまして、それがもう使い切った形であると。そして今度45万の補正をということで、今予算計上されたわけですが、大変好評だということで、町民の皆様からお声を聞くわけございまして、この補正額をいつまでというような期限的なものとか、幾つ、何個、3,000円単価でございますから、おのずと数は出ますけれども、それをいつまでを見込んでの補正としてと捉えていらっしゃるのか。3月末ということであれば、何か幾分金額が想像よりも少ないのかなというような感じを、肌で、町民の皆様の環境からすると感じるわけでございますが、その辺の御見解について御答弁願いたいと存じます。

○議長（山本研一）

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えします。今回、45万円、1個当たり最大3,000円ということですので、少なくとも150件分を見込んでいるということで、今回の補正額45万については、基本的には令和5年度末、3月末までの申請件数を見込んだ計上でございます。

実は現在、目標数については、これがちょっとなかなか正直難しくて、現在町内の自転車を利用する方のヘルメットの着用率ですとか、自転車の保有台数、そういったものがちょっと不明瞭な部分がありますので、目標値をどこにも掲げるかというのはちょっと悩ましいところで、現時点では令和5年度末まで残りプラス150件の45万円をぜひ達成したいというところで見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。ページで言うと17ページから18ページになります。

9款教育費、1項教育総務費、18ページのところになります。

校務用パソコン管理費666万4,000円とございます。先ほどの御説明で99台を導入するということでお話いただきましたけれども、これは職員の方が常態的に使うものになるのか、それとも生徒さん用でこういうタブレットの教育に使用するものなのかというところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。基本的に児童生徒が、来年度当初で増える、来年内の転入も含めて増えるもので、プラス予備等も必要になってきますので、そちらを整備するところが主眼であります。基本的に99台ということで、子どもによってスペックが違ってしまいうような、均一化を図らなければいけないという配慮も必要になりますので、基本的にこの買った99台については、教職員側に回して、今教員が使っているものを生徒児童用で使っていくという予定であります。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑がございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。11ページの外国語学習促進事業補助金200万円についてな

んですが、山神町長の新たないろんな英語学習の方針が少しずつ出てきたのかなと思うんですが、対象を含めた先ほど説明、英語検定、幾つかあったんですが、もう少し詳細の説明をいただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは私からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、対象となりますのはいわゆる英語検定、英検です。それからTOEIC、TOEFL、TEAPというものが世の中にはございます。このそれぞれについて、なかなか実態をつかむことは難しいんですけども、近隣で既に同様な事業を行っているところもございますので、そういったところも調査をした結果になりますけれども、基本的には、まず英語検定につきましては小中学生合わせまして、おおむね、延べの人数ですけれども160名程度が対象になるのではないかと考えてございます。同じく高校生におきまして、おおむね150人程度が対象になろうかなと考えてございます。それからTOEFLにつきましては、これ全体になりますけれども、30名程度ないし40名以内で収まるのではないのかなと考えております。TOEICにつきましても同じく30人程度。それからTEAPにつきましては、近年人気があるようでございまして、こちらの方は40人程度、一応こちらでは概算で把握をしてございます。

なお制度設計につきましてですけれども、少し細かくなりますけれども、基本的には受験費用の半額を補助するという事で考えてございます。

中でも、英語検定につきましては基本的に2回分まで。ただしいわゆる4級5級、ランクで言いますと最初に入口になる部分ですけれども、ここにつきまして、小学生の方が受験する場合には、やはり幾度かうまくいかないこともあるかというのも1点ですし、まず入口ですから、ここをまず入っていただきたいということから、ここについては回数制限を設けないということを考えてございます。

一方TOEIC、TOEFL、TEAPにつきましては、こちらは年1回までということで現時点では制度設計をしてございます。

これにつきましては、まずスタートでございまして、現状を把握しながらですね、当然直すべきところは直して行って、より皆様がお使い易く、お使いいただけますように、制度設計を見直してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ありがとうございます。

もう1つ伺いたいのが、また熱い企画でいい企画だと思うんですが、これも総務費で一応計上されている、企画費ということなんですが、一般的に考えると何となくこの教育総務課とか生涯学習課なのかなという思いが最初あったんですが、なぜ

これは総務費企画で担当しようということになったのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

一番大きな理由としては、年度の途中ということで、なかなかその調整に手間取るということもございました。結果としては、先ほど御発言ありましたように、これは町長の政策に直結する事業であるということから、企画政策課で事業の制度設計を担うことといたしまして、予算は企画費で計上してスタートするというようにしてございます。

なお、今後につきましては庁内で調整の上、しかるべき費目で予算計上することになろうかと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番前田せつよでございます。ページは15ページ、款民生費、目環境衛生費の部分でございます。先ほど説明の中で斎場事務関係費の中の小田原市斎場火葬炉改修費負担金について御説明をいただきました。

223万9,000円、開成町分の負担金でございますけれども、その中で御遺体の体重が100キロ以上120キロ以上というようなことが御説明であったわけですが、当初、そういう御遺体をお迎えするであろうという想定がなかったのかどうなのか、またこの小田原斎場が運営されてから、このタイミングでこの7号機のみをこの改修するというようになった経緯等、御答弁いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

それでは前田議員の御質問にお答えをさせていただきます。当初の標準体重は100キロということで、今7号炉までございます。そのうちの7号炉、1基につきまして、高体重の方の火葬、こういったのは今までもございまして、火葬に当たっては御遺体の悪影響の抑制であったりとか、設備損傷のリスク低減を目指すために今回改修をするわけですが、今までは火葬炉運転のマニュアルに従いまして、ベテラン職員が一部手動操作で火葬しておりました。

ただ昨年、一部、黒煙を出す事象が発生いたしまして、そういったマニュアル操作、そういったところでも限界があろうといったところで、火葬時間も通常だと60分で終わるところを、高体重の方ですと90分から120分とそういった時間がかかっておったという報告を受けております。

そういったところを解消していこうということで、これは2市5町で、構成しておりますので、2月7日に、首長さんに集まっておきまして今回のこれについては、それぞれ御負担した中で改修をしていこうということで今回、改修をさせていただいたという形でございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。経緯について御説明いただきました。その中で現状の改修はされないけれども、高体重の方、御遺体もお迎えするとなった場合は、今までどおりの手動操作、ベテランの方をお願いしてというような形で、改修されるまでについての御対応については、どのような捉え方をして、改修されるまでの間はどのように対応するのか、ここで確認方々、御説明いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

基本的には120キロ標準という形でございますので、それを超える方の御遺体については、基本的には別の斎場で対応していただくような形で対応すると聞いております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。先ほど、ちょっと聞き損じたのですが、12ページの2款総務費、同じ場所12諸費の、先ほど御説明いただいたのは、子ども・子育て支援事業の件だったのですが、その説明の上の障害者自立支援医療費等の清算金について国の基準値が子ども・子育てと変わったわけではないのだったら、この医療費が主立った内容とする場合、この精算金というのはどういった理由になるのでしょうかというのを聞かせてください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、上にあります国庫負担金と県負担金が両方ございますけれども、こちらの方国庫負担金については、4つございます。

1つは障害児通所給付費国庫負担金、もう1つは障害者医療費国庫負担金、もう1つは障害者医療費国庫負担金と、障害者自立支援給付費国庫負担金がそれぞれご

ざいます。

こちらの国庫負担金につきましては、交付金の流れとしまして当初の交付申請、途中の変更交付申請、最終的な実績報告、それに伴う確定という流れになります。我々のほうで当初交付申請から変更交付申請の段階で見込みを当然出していきます。そちらの見込みと実際の実績報告をさせていただいたときに、こちらが見込んでいたほど、利用がなかった。

そういった話から、既に令和4年度において国庫負担金として受け入れている金額がございます。交付されてる額がございますので、それとの差額を、ここで返還をさせていただくものになります。

ですので、先ほどの基準ですとかそういった話ではなくて、実際に何人利用されて、実際の支出額が幾らだったのか、そういったところから、実績報告を出してその差額、ここで返還をするものでございます。県の負担金についても同様のものでこちらはなっております。

以上でございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

この差額、見込み金額との差額が、随分多いという印象なんですけども、これは例年と比べてどうでしょうか。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それではお答えさせていただきます。こちらの負担金につきましては例年、変更交付の段階でも、見込みはなるべく多くといたしますか、若干多めに見ている部分はございます。それに伴って交付される金額がございますので、実績の段階で見込みよりも少なければ返還という形になってしまうものでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第47号 令和5年度開成町一般会計補正予算（第6号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。ボタンの押し忘れはございませんか。

採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を10時35分といたします。

午前10時22分

○議長 (山本研一)

再開いたします。

午前10時35分

○議長 (山本研一)

先ほどの答弁で訂正があるようですので、お願いします。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長 (田中栄之)

ちょっとお時間を頂戴したいと思います。先ほどお認めいただきました補正予算の中で議案第47号 令和5年度開成町一般会計補正予算(第6号)の御説明の中で、12ページになります協働推進費のいわゆる宮台老人憩の家の床修繕工事のところでございますけれども、補正予算額120万7,000円のところ、125万7,000円と、御発言をしておりますので、訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長 (山本研一)

それでは、日程第5 議案第48号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長 (土井直美)

令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

では、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。4款県支出金から6款繰入金、補正額計2,811万円。歳入合計の計16億7,541万円。

次のページ。歳出、1款総務費から、8款、予備費まで補正額及び計共に歳入と同額でございます。

今回の補正は、人事院勧告による給与費の差額分を増額補正するのと、国民健康保険の保険給付費のうち一般被保険者療養給付費及び高額療養費の支給額が当初の推計を上回る水準であるため、現状に合わせて増額するものです。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書7ページをお開きください。

7ページ。歳入、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、説明欄、保険給付費等交付金(普通交付分)補正額2,575万円。こちらは、療養給

付費及び高額療養費相当分に交付される交付金です。10分の10の補助となっております。同じく保険給付費等交付金（特別交付分）補正額5万5,000円の増。こちらは保険事業費の人件費相当に交付される特別交付金です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、職員給与費繰入金、補正額230万5,000円の増。こちらは人勸による職員給与費の増による一般会計から特別会計への繰入金です。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、その下、1目賦課徴収費につきましては、人勸による給与費等の増額の差分になります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、説明欄、一般被保険者療養給付費、補正額2,096万2,000円の増。一般被保険者の医療費に係る費用で、医療機関に支払う保険者負担分に係る経費になります。5年度の給付費は4年度と同等額等を見込んで計上しておりましたが、難病や悪性腫瘍と高度医療費分等により、当初の推計を上回る水準となり、令和5年度上半期平均値が、令和4年度決算平均値より1.04%増となっていることから、補正するものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額478万8,000円。医療機関の窓口で、1月に支払いした額が、自己負担限度額を超えた場合にその超えた額を高額療養費として支払われるものです。療養費と同じく、現状の水準に合わせて増額するものです。

9ページになります。5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費及び2項保険事業費については、人事院勧告による報酬等の増額の差額分、予備費になります。予備費につきましては、歳入と歳出の差額調整分でございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので採決を行います。

議案第48号 令和5年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第49号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第49号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の御説明をさせていただきます。予算書の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

3款国庫支出金から7款繰入金までで、補正額合計5,055万9,000円。合計14億66万3,000円。

次のページに移りまして、歳出でございます。

1款総務費から7款予備費まで、補正額合計及び計ともに、歳入と同額でございます。

今回の補正予算の内容でございますが、主に歳出側につきましては、給与改定や介護報酬の改定に伴うシステム改修費、当初見込みよりも利用者数などが伸びたことによる保険給付費等の増額補正。歳入側では、歳出側の保険給付費等の増額に伴う国庫負担金などの増額補正となっております。

それでは7ページを御覧ください。

2歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄現年度分介護給付費負担金900万円の増額。

その下の4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費交付金1,620万円の増額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金1,050万円の増額。

次のページになりますが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費繰入金750万円の増額につきましては、歳出側の保険給付費の増額補正に伴い、それぞれの科目を増額補正するものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金171万5,000円の増額。

4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業費支援交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費支援交付金185万3,000円の増額。

5款県支出金、1項県負担金、2目地域支援事業費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金85万7,000円の増額。

次のページに移ります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業費繰入金、1節現年度分、

説明欄、現年度分地域支援事業費繰入金 85万7,000円の増額につきましては、歳出の3款地域支援事業費における給与費及び介護予防生活支援サービス事業費の増額補正に伴い、それぞれの科目を増額するものでございます。

再び7ページにお戻りいただきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金、1節現年度分、説明欄、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業費補助金45万9,000円は、介護報酬の改定に伴うシステム改修費の補助でございます。補助率は2分の1で歳出の1款総務費の一般事務費に充当するものです。

次のページの7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金15万4,000円の増額は、歳出の1款総務費における給与費の増額補正に伴うもので、その下の2節事務費繰入金、説明欄、要介護認定等事務費繰入金146万4,000円の増額につきましては、歳出の1款総務費における給与費及びシステム改修費の増額補正に伴うものでございます。

9ページを御覧ください。3、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、一般事務費83万6,000円の増額につきましては、介護報酬の改定に伴うシステム改修費として、町村情報システム負担金を増額するものでございます。

続きまして、2項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、説明欄、介護認定審査会費21万5,000円の増額につきましては、介護保険制度の改定に伴うシステム改修費として、足柄上地区介護認定審査会負担金を増額するものでございます。

2目認定調査費、説明欄、認定調査関係費87万2,000円の増額でございますが、こちらは給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬等の増額に加えまして、認定調査件数の増による交通費として7,000円。病院等の駐車場料金として2,000円を増額するものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス費、説明欄施設介護サービス給付費6,000万円の増額です。

こちらにつきましては、近隣で施設が増床されたことなどによりまして、当初の見込みよりも利用者が増加したことによるものでございます。

10ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防生活支援サービス事業費636万2,000円の増額です。こちらにつきましても、当初の見込みよりも利用者が増加したことによる増額補正でございます。

続きまして2目一般介護予防事業費の説明欄、一般介護予防事業費6万3,000円の増額につきましては給与改定に伴う会計年度任用職員の職員手当等を増額するものです。

続きまして、7款1項1目予備費、1,838万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては、今回の補正予算額の歳入と歳出の差額を予備費で調整するものでございます。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。歳出の2款保険給付費、3施設介護サービス費というのが御説明によると、こういう施設が増えたことで利用者が増というところですけども、施設が幾つ増えて、何割とか町とその施設の区分というのはあるのでしょうか。あれば教えてください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、こちらの科目が増になった理由、要因としまして先ほど近隣の施設がということをお話をさせていただきました。

こちらの予算につきます施設については、特別養護老人ホームですとか、そういったものが該当になりますが、近隣の特別養護老人ホームでまず増床があったこと、50床ほどになりますけれども、そちらについては広域で利用されるものになりますので、開成町の方も利用が可能というものでございます。

あとは近隣県外含めてですけれども、特別養護老人ホーム等が増えている現状もでございます。

そちらを利用される開成町の方もいらっしゃるというところから、利用の見込みが当初よりも増えているというところでございます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

近隣の施設の増床というところで、既存の施設が入所キャパシティが増えたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

そのとおりでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第49号 令和5年度開成町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 報告第50号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長 (柏木克紀)

それでは議案第50号 令和5年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出補正予算です。

歳入につきましては、3款繰入金、1項他会計繰入金。

3ページを御覧ください。歳出です。

歳出は1款総務費、1項総務管理費、歳入歳出ともに、補正額606万円の減額となります。合計額は9億5,842万7,000円となります。

それでは、詳細を御説明いたします。7ページを御覧ください。

2歳入です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金606万円の減額です。こちらにつきましては、職員給与費の減額に伴う一般会計からの繰入金です。

8ページを御覧ください。

3歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、給与費606万円の減額です。給与費につきましては、給与の職員給与の給与改定に伴う増額分と、10月の機構改革によりまして、職員数、職員構成の変更が生じたことによる減額分を合計した金額で606万円の減額となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (山本研一)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第50号 開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第51号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

議案第51号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の水道事業会計の補正は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費について行うものです。先ほど人事院勧告に伴う職員の給与改定部分については一括説明がありましたので、水道事業会計におきましても、収益的収入及び支出並びに主資本的収入及び支出において計上させていただきました内容は、人件費に係る部分であることから、説明は省略をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第51号 令和5年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第52号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長 (井上 新)

議案第52号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

今回の下水道事業会計の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴うに人件費について行うものです。先ほどの人事院勧告等に伴う職員の給与改定部分については一括説明がありましたので、下水道事業会計におきましても、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出において計上させていただきました内容は、人件費に係る部分であることから、説明は省略をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 (山本研一)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第52号 令和5年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第10 議案第53号 指定管理者の指定について(開成町福社会館)を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。開成町福社会館条例第6条の規定により、指定管理者に開成町福社会

館の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第53号 指定管理者の指定について（開成町福社会館）につきまして御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

開成町福社会館の指定管理者の指定につきましては、1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、開成町福社会館。位置、開成町吉田島1043番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人開成町社会福祉協議会。代表者、会長 菊川敬人。所在地、開成町吉田島1043番地1。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

資料2 ページ目につきましては、社会福祉法人開成町社会福祉協議会から提出されました指定管理者指定申請書の写しになります。

3 ページ目は、福祉介護課長から指定管理者選定委員会委員長宛てに提出いたしました開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定依頼書の写しになります。

4 ページ目につきましては、指定管理者選定委員会委員長から福祉介護課長宛ての開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定結果報告書の写しになります。

最後の5 ページ目でございますが、こちらは指定管理者候補者選定に係る評価結果書になります。

次に、選定の経緯等の詳細につきまして、開成町指定管理者選定委員会副委員長であります参事兼企画政策課長から御説明申し上げます。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

開成町公の施設指定管理者選定委員会は設置要綱に基づきまして、委員長には副町長をもって充てるとなっております。

しかしながら本件におきましては副町長は応募団体の理事でございます。

利害関係者と認められることから、評価には参加せず、同要綱第4条第2項に基づきまして、委員長より指名のございました副委員長である私と、欠席者を除く委員3名の計4名による評価となったことから、ここでは私より報告をさせていただきます。

それでは、開成町福社会館に係る指定管理者の選定に至った経緯及び審査法並びに選定結果について御説明をさせていただきます。

開成町福社会館につきましては、現在の指定管理期間が令和6年3月31日まで

となっていることから、所管課であります福祉介護課長より選定委員会委員長宛てに依頼書が提出されております。

この依頼書においては、この施設の指定管理者の募集の方法として、公募によること。募集基準における指定の期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とすること。さらに選定の資格として、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であり、町民の自主的な社会活動に対する支援を行うものでなければならないことなどの記載がございました。

これを受けまして、7月13日に第1回選定委員会を開催し、福社会館の指定管理に係る募集基準や選定基準等について審査をしたところでございます。その際には所管課から指定管理者制度を適用審査資料として提出されました、現指定管理者における年次ごとの評価表やモニタリングシート等の内容の審査も総合的に行っております。

その結果としまして、当初、次期指定管理者の選定方法は公募によるものとなっておりましたが、現指定管理者は社会福祉法第109条に定められている地域福祉を図ることを目的とした団体であること。さらに平成18年から指定管理者として管理運営を行っており、長年にわたる実績が十分にあること、そして現指定管理者が設定した目標稼働率の未達成により、利用料収益が想定を下回るという事実はございますけれども、これは特殊な要因としまして社会的事情による光熱水費の高騰や新型コロナウイルス感染症による利用制限があったこと、などを特別に考慮いたしまして、選定方法を更新。指定管理期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年といたしました。

また、それに伴い選定スケジュールなど選定方針を決定してございます。

その後、社会福祉法人開成町社会福祉協議会長より指定管理者指定申請書が提出をされてございます。これを受けまして所管課長より選定委員長宛てに、候補者選定依頼書の提出がございました。

10月17日には第2回選定委員会を開催いたしまして、参加資格の確認のほか、この選定における審査基準を利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、管理を安定して行う物的及び人的能力があること、選定段階における経営状況、この4つとしまして、基準を満たすかどうかを審査をしたものでございます。

さらに書類審査及び公募者へのヒアリングを実施いたしまして委員会としての最終決定をしてございます。

特にヒアリングにおきましては応募団体における事業計画書や収支計画書などの説明や質疑応答を行い、その後に委員による意見交換等を行っております。

冒頭述べましたように、本委員会は副町長が委員長を務めさせていただいておりますが、現に応募団体の理事となっており、利害関係者となっていることから、委員長と当日欠席者を除く私、副委員長と委員3名の計4名で評価点をつけてございます。

評価結果でございますが、社会福祉法人開成町社会福祉協議会の総合得点は1,970点。得点率は58.28%として評価をしております。

開成町社会福祉協議会がこの施設の設置目的を効果的に達成し、町民の自主的な自治活動を支援し、町民福祉の向上を図る観点から今後も3年間、引き続き福社会館の指定管理者として適当であるという最終判断をしたところでございます。

応募団体の収支計画書等につきましては、税理士の方を外部委員としてお招きし審査をしていただいておりますが、評価の採点には加わっていないということを申し添えていきます。

説明については以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番前田せつよでございます。今、参事兼企画政策課長から経緯について、るる御説明いただいたわけでございます。1点、お尋ねをいたします。最後に御説明いただきました開成町福社会館指定管理候補者選定に係る評価結果の中で、得点率、得点結果を踏まえた得点率の58.28%というものが、この数値をどう見るかこういう選定に当たったときのこの数値というのは、順当な数値なのかどうなのか、また、その4人の委員の方々の選定の数値を見ると、なかなか厳しいものもあったのかなと想像するわけでございますが、評価というところで微妙なところもあろうかと存じますが、もう一重御説明いただければと存じます。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、得点率に関してということでございますけれども、実は前回の平成2年にも同じくこの指定管理者の選定について、議会で御審議をいただいております。このときの得点率は実は55.83%でございますから、ポイントとしては向上しているというところでございます。

なおこの点数そのものについてということは、これは結果でございますので、なかなか申し上げづらいところではございますけれども、やはりそれぞれの委員の目のつけどころによりまして、多少のばらつきは出るというのが1点。ただし、総じて、現指定管理者、開成町社会福祉協議会が特段どこか問題があるということではなくて、先ほど申し上げたようにこの3年間の社会情勢の状況を考えると、なかなかその運営には御苦労されたんだろうなということも伝わってきましたので、結果的には、この3年間の管理についての評価をさせていただいて、次の3年間をしっかりとやっていただきたいということで、このような点数になったと御理解いただきたいと思えます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。同じところの質問ですけども、やはり得点率の 58.28%はちょっと気になりまして、コロナで、実際、利用の収益が下回っているというところは、あと光熱費も理由となっているのは分かりましたけども、その他の利用者の平等な利用の確保、実際の現状を見ての御判断だと思います。そこの改善はまず、この評価を受けて、その委員の方で練られたとか、そういうところもされるのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではお答えをしたいと思います。まず、全体的な評点の考え方なんですけれども、基本的には、普通って例えば 40 点満点ですと、普通というところだと 20 点ですからその時点で 50%にしかたらないです。そうしますと、特段先ほど申し上げた平等な利用の確保というのを、まずやるという前提からしますと、普通にならざるを得ないということから平均が 50%のところを大体置かれてしまう。それ以外の点数を取るとすれば、管理経費の縮減ですとか、あるいは管理を安定して行う物的及び人的能力のところ、確かに頑張ってますねということがあれば、優れているということで、それでも 10 ポイントしか上がりません。20 が 30 になるわけですから、なかなかそういう意味では高い点数を取ることは難しいのかなと考えてございます。

一方でやや劣るとか劣るというようなものもございませんでしたので、基本的にはその管理運営につきましては特段問題はないと。

ただ、当然この 3 年間で踏まえて、次の 3 年間でこういった行動をしていきますよということで、福社会館という施設の性格上、いわゆる営利目的ではないのは 1 つあるんですが、しかしながら、やはりその会館を運営するということになれば、収入も当然稼いでいたなきゃいけませんから、そういったところのバランスを見ながら、今回につきましてはそれぞれの委員が評価をしたと考えてございます。

なお、先ほど私もしかして平成 2 年って言うたら、令和 2 年の間違いでございまして、改めてまた訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では、いろいろ項目があったということで、その管理は空調ですとか可動式の椅子などが審議でも問題になってました。そうした管理や利用者の方からの様々な

声が多いと認識してます。バスなどについての項目についてこういった評価をこちらでされたのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。まず、1つはそれぞれの委員がこういったところに点数をつけたかというお話は少しここでは置いといていただいて、ただいまのバスという御発言、いわゆる福祉バスのお話でしょうかね、もしかしたら。

そうしますと大変申し訳ないんですが、いわゆる福祉会館の指定管理とバスそのものの運営というのは直接的には関係ございませんので、今回につきましてはその分野については評価の対象となっていないという御理解いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第53号 指定管理者の指定について（開成町福祉会館）、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本11月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前11時18分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員